

生活再建を支援する「被災者生活再建支援金」

☎福祉事務所 ☎22-1400

■対象者

- 次のいずれかの要件を満たすこと
- ①住宅が全壊した世帯
- ②住宅が半壊、または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯（住宅の敷地被害などで解体した場合は「全壊」扱い）
- ③災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

■支給額

住宅の被害程度に応じて支給される基礎支援金と、住宅の再建方法に応じて支給される加算支援金の合計額となります。

区 分		A 基礎支援金 (住宅の被害程度)	B 加算支援金 (住宅の再建方法)	計 A + B
複数世帯 (世帯の構成員が複数)	全壊世帯	100 万円	建設・購入	200 万円
			補修	100 万円
			賃借	50 万円
	大規模半壊世帯	50 万円	建設・購入	200 万円
単身世帯 (世帯の構成員が単数)	全壊世帯	75 万円	補修	100 万円
			賃借	50 万円
			建設・購入	150 万円
	大規模半壊世帯	37.5 万円	補修	75 万円
			賃借	37.5 万円

■申請期間

基礎支援金：平成24年4月10日(火)まで、加算支援金：平成26年4月10日(木)まで

■申請に必要なもの

区 分		全 壊	半壊解体	敷地被害 体	大 規 模 半 壊
基礎支援金	①り災証明書	○	○		○
	②解体証明書または減失登記簿謄本 敷地被害証明書類（写真など）		○	○	
	③住民票（外国人登録済証明書）	○	○	○	○
	④預金通帳の写し	○	○	○	○
加算支援金	⑤契約書等の写し	○	○	○	○

※発行窓口 り災証明・解体証明書：税務課、減失登記簿謄本：法務局

応急的な住宅の修理を支援する「住宅の応急修理制度」

☎建設課 ☎22-1326

■対象者

- 次のすべての要件を満たすこと
- ①大規模半壊または半壊の被害を受けたこと。なお、全壊の場合でも、応急修理をすることにより、居住が可能となる場合は対象です。
- ②応急修理を行うことによって、避難所などへの避難を要しなくなると見込まれること
- ③応急仮設住宅（民間賃貸住宅を含む）を利用しないこと

■応急修理の内容

住宅の居室、炊事場、便所など、生活に欠くことのできない部分の破損箇所に限ります。

■工事の限度額

52 万円（超えた分は自己負担）。

地震の被害と直接関係のない部分、内装工事、家電製品または家具などは対象外です。

■所得制限など

詳しくは、お問い合わせください。

住宅災害復旧等補助金

市内に居住し、住民登録または外国人登録をしている方が、自己の住宅について 20 万円以上の修繕および補修を市内施工業者に発注する場合に、その経費の一部を助成します。

●対象者

- 次のすべての要件を満たすこと
- ①世帯全員が市税などに滞納がない
- ②市で実施している他制度の補助金、助成金、保険給付金を受けていない工事

③平成24年3月30日（金）までに修繕および補修を完了し、完了実績報告書を提出できる方

●助成金額 助成となる工事経費の10割に相当する額（上限10万円）。

●対象住宅 持ち家で、自己が居住する個人住宅または併用住宅

●申請に必要なもの

- ①建物の所有権を証明できる文書の写し
- ②工事前の住宅状況を明らかにする写真
- ③工事見積書の写し
- ④工事の内容を明らかにする図面
- ☎建設課 ☎22-1326

被災した軽自動車などの課税を停止します

地震や津波で使用不能・所在不明となった軽自動車などの平成 23 年度以降の課税を停止します（使用可能となった場合は後日課税）。申請が必要となりますので、詳しくはお問い合わせください。普通自動車は大河原県税事務所（☎0224-53-3113）にお問い合わせください。

☎税務課 ☎22-1313

「土地価格等縦覧帳簿」などの縦覧を延期します

「土地価格等縦覧帳簿」「家屋価格等縦覧帳簿」の縦覧を延期します。

●縦覧期間 6月1日(水)～30日(木) ※土・日を除く

☎税務課 ☎22-1313

固定資産税の第1期納期限を6月末日に変更します

納付書の発送は6月となります。
☎税務課 ☎22-1313

国民健康保険医療費の自己負担金を減免します

●対象者

- ①被保険者などが所有する住宅などの損害金額（保険などにより補てんされる金額を除く）が10分の3以上で、被保険者などの合計所得金額が1,000 万円以下の世帯
- ②被保険者などが死亡した場合や障害者になった場合で、一部負担金の支払いが困難な世帯

●申請期間

9月10日（土）まで
申請した日の属する月から3カ月

●申請に必要なもの

申請書、り災証明書、被保険者証

●減免割合 ①②で減免割合が異なります。詳しくは、お問い合わせください。
☎健康推進課 ☎22-1362

市県民税、固定資産税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料を減免します

●対象者

- ①納税義務者が死亡したり、生活保護を受けることになったり、障害者となったとき
- ②全壊、大規模半壊と判断された一定所得以下の方

※半壊でも対象となる場合があります。対象者には別途お知らせします。

●減免の対象 平成23年度の課税額

●申請期間 納期限の7日前まで

後期高齢者医療費の自己負担金を減免します

●対象者

次の①～③のいずれかに該当し、市民税が減免がされるなど、被保険者が自己負担金を支払うことが困難と認められる場合

- ①被保険者などが所有する住宅などの損害金額（保険などにより補てんされる金額を除く）がその住宅、家財などの価格の5割以上に相当する額の損害を被ったと認められるとき
- ②被保険者などが死亡した場合や、障害者になった場合で、一部負担金の支払いが困難な世帯

③世帯主の事業もしくは業務が休業止され、損失が生じたまたは失業したことにより、収入が著しく減少した場合

●申請期間 災害翌日から1年以内

●減免などの期間

申請した日から6カ月以内

●申請に必要なもの 申請書、り災証明書、収入申立書、被保険者証および関係書類

●減免割合 所得金額などで減免割合が異なります。詳しくは、お問い合わせください。
☎健康推進課 ☎22-1362

節水にご協力ください

岩沼市にある県南浄化センターが壊滅的な被害を受け、汚水の処理ができない状況です。また、市の下水道設備も被害を受け流れにくい状況です。下水道への排水をできるだけ減らすよう節水にご協力をお願いします。
☎上下水道事業所 ☎25-5522

国民年金保険料を減免します

■被災による特例免除

住宅、家財、その他の財産について、おおむね2分の1以上の損害を受けられた方などは、国民年金保険料が免除になります。申請が必要となりますので、詳しくはお問い合わせください。

●申請期間 7月29日（金）まで

■失業による特例免除

退職（失業）による特例免除があります。雇用保険受給資格者証など失業していることを確認できる公的機関の証明の写しが必要です。

☎大河原年金事務所 ☎0224-51-3113
市民課 ☎22-1312

保険証を紛失された方へ

保険証の紛失などで、医療機関に提示できない場合は、氏名、生年月日、住所、連絡先などを申し出ることにより受診できます。

また、住家の全半壊、死亡、重篤な傷病、主たる生計維持者が行方不明、業務の廃止・休止、失職、原発事故による避難など、一定の要件に該当する場合、5月受診分まで、窓口で支払う一部負担金が猶予・免除となりますので、医療機関などに申し出ください。

☎健康推進課 ☎22-1362

介護保険サービス利用料を減免します

利用者負担額を、損害などの割合により減免します。

※給付対象外の食費、居住費を除く。
●対象者 居住する住宅の損害割合が、り災証明書により10分の3以上と判定された要介護被保険者（要介護認定を受けている方）など
※保険金などにより補てんされるべき金額がある場合を除く。

●申請に必要なもの 介護保険被保険者証、り災証明書、印鑑

●対象期間 平成23年3月サービス利用分から平成24年2月サービス利用分まで
☎長寿課 ☎22-1361